

新旧対照表

浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則（平成23年規則第11号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) 簡易保育所 法第59条の2第1項の規定による届出をし、かつ、次に掲げる要件を満たす施設として市長の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア～エ 省 略</p> <p><u>（簡易保育所の認定の申請）</u></p> <p><b>第5条</b> <u>法第59条の2第1項の規定による届出をした施設の事業者は、その設置する施設が第2条第3号に規定する要件を満たすことについて市長の認定を受けようとするときは、浦安市簡易保育所認定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>（簡易保育所の認定）</u></p> <p><b>第6条</b> <u>市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その結果を浦安市簡易保育所認定決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市簡易保育所認定申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請を行った事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（簡易保育所の認定の取消し）</u></p> <p><b>第7条</b> <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、簡易保育所の認定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>前条の規定により認定を受けた事業者（以下「簡易保育所認定事業者」という。）が偽りその他不正の手段により同条に規定する簡易保育所の認定を受けたことが明らかになったとき。</u></p> <p>(2) <u>簡易保育所が第2条第3号に規定する要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>認定の取消しをしようとする簡易保育所認定事業者が、浦安市簡易保育所認定取消届出書（別記第4号様式）により市長に届け出たとき。</u></p> <p><b>2</b> <u>市長は、前項の規定により簡易保育所の認定を取り消したときは、浦安市</u></p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> 同 左</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) 簡易保育所 法第59条の2第1項の規定による届出を<u>した施設であつて、次に掲げる要件を満たすと市長が認める施設</u>をいう。</p> <p>ア～エ 同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>簡易保育所認定取消通知書（別記第5号様式）により簡易保育所認定事業者に通知するものとする。</u>  <u>（簡易保育所の認定の変更）</u>  <b>第8条</b> <u>簡易保育所認定事業者が、当該認定に係る事項を変更しようとするときは、速やかに浦安市簡易保育所認定事項変更届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。</u>  <u>（交付の申請）</u>  <b>第9条</b> <u>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市簡易保育所通園児補助金交付申請書（別記第7号様式）に簡易保育所を設置運営する者が発行する通園証明書その他市長が指定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u>  <u>（交付の決定等）</u>  <b>第10条</b> <u>市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市簡易保育所通園児補助金交付決定通知書（別記第8号様式）又は浦安市簡易保育所通園児補助金却下通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。</u>  <u>（受給資格の喪失）</u>  <b>第11条</b> <u>保護者又は児童が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給資格は、喪失するものとする。この場合において、保護者は、浦安市簡易保育所通園児補助金受給資格喪失届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。</u>  (1)～(4) 省 略  <u>（変更届の提出）</u>  <b>第12条</b> <u>保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、浦安市簡易保育所通園児補助金変更届（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。</u>  (1)～(5) 省 略  <u>（支給方法）</u>  <b>第13条</b> <u>補助金は、毎年8月、11月、2月及び5月の各期において、それぞれの前々月までの分を支給する。</u></p>	<p><u>（申請）</u>  <b>第5条</b> <u>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市簡易保育所通園児補助金交付申請書（別記第1号様式）に簡易保育所を設置運営する者が発行する通園証明書その他市長が指定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u>  <u>（決定）</u>  <b>第6条</b> <u>市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市簡易保育所通園児補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市簡易保育所通園児補助金却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。</u>  <u>（受給資格の喪失）</u>  <b>第7条</b> <u>保護者又は児童が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給資格は、喪失するものとする。この場合において、保護者は、浦安市簡易保育所通園児補助金受給資格喪失届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。</u>  (1)～(4) 同 左  <u>（変更届の提出）</u>  <b>第8条</b> <u>保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、浦安市簡易保育所通園児補助金変更届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。</u>  (1)～(5) 同 左  <u>（支給方法）</u>  <b>第9条</b> <u>補助金は、毎年7月、10月、1月及び4月の各期において、それぞれの前月までの分を支給する。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(調査)	(調査)
<u>第14条</u> 省 略	<u>第10条</u> 同 左
(補助金の交付決定の取消し及び返還)	(補助金の交付決定の取消し及び返還)
<u>第15条</u> 省 略	<u>第11条</u> 同 左
(補則)	(補則)
<u>第16条</u> 省 略	<u>第12条</u> 同 左
<u>別記第1号様式</u> 別紙のとおり	
<u>第2号様式</u> 別紙のとおり	
<u>第3号様式</u> 別紙のとおり	
<u>第4号様式</u> 別紙のとおり	
<u>第5号様式</u> 別紙のとおり	
<u>第6号様式</u> 別紙のとおり	
<u>第7号様式</u> 省 略	<u>別記第1号様式</u> 同 左
<u>第8号様式</u> 省 略	<u>第2号様式</u> 同 左
<u>第9号様式</u> 省 略	<u>第3号様式</u> 同 左
<u>第10号様式</u> 省 略	<u>第4号様式</u> 同 左
<u>第11号様式</u> 省 略	<u>第5号様式</u> 同 左
<u>附 則</u>	
(施行期日)	
1 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>	
(簡易保育所の認定の申請等の特例措置)	
2 <u>改正後の浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則に基づく簡易保育所の認定の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。</u>	